

国立大学法人島根大学役員会（第301回）〈議事要録〉

日 時 平成29年2月7日（火） 14:00 ~ 15:55
場 所 本部棟3階 特別会議室
出席者 服部学長，藤田理事，秋重理事，荒瀬理事，井川理事，松浦理事，江口理事
欠席者 なし
〔陪席：千家監事，篠塚監事，総務部長，企画・地域連携推進部長，財務部長，
教育・学生支援部長，医学部事務部長〕

議事に先立ち，第300回役員会の議事要録について確認された。

議題1 運営組織等の見直しについて

- 学長から資料1により学長補佐体制，各機構，全学センター及び事務組織の見直しの趣旨について説明された後，各担当理事及び総務部長から事項ごとに補足説明があった。
- 次の意見及び確認事項があったが，新年度までの期間も考慮し，大きな方向性について承認することとし，今後の規則改正など具体内容を検討する時に確認していくこととなった。
 - ・ 大学の基本戦略を理事とは別に副学長（大学戦略担当）が担当することには違和感がある。学長と一体となって進めていく役割と考えるならば，期間を限定した学長特別補佐を置くことも検討すること。
 - ・ 大学戦略企画室と事務組織内の企画戦略部の名称が似通っている点については，その所掌を明確にすることで説明すること。
 - ・ 学長特別補佐（ハラスメント対応担当）とハラスメント対策室の「対応」と「対策」の違いについて所掌を含め，整理すること。
 - ・ 事務組織について課内に室を設置することについての標記及び位置付けについて説明すること。
 - ・ 男女共同参画室の名称についてダイバーシティ推進室などへの変更も検討していることが確認された。
 - ・ 山陰法実務教育研究センターは，組織の見直しを検討していることが確認された。

議題2 島根大学学生懲戒規則の一部改正について

- 荒瀬理事から資料2により懲戒処分及び嚴重注意の定義などについて所要の改正を加えることについて説明された。
- 懲戒処分の定義を行う中で，停学の定義に学生が大学構内に入ることを含むかどうか明確にするべきとの意見があり，改正内容について再度検討することとなった。
- 今回の改正内容とは別に，島根大学において学生の懲戒処分を実施するにあたって，制度上学部又は研究科単位から調査が始まっていることについて，学生の懲戒については，最初から学長が全学的に関与していく仕組みが必要ではないかとの意見があった。
他大学では，学長が全学的な懲戒委員会を組織する例が見られること及び複数学部の学生が対象となるケースが考えられることから，現行制度について今後検討する必要があることが確認された。

議題3 平成29年度国立大学法人島根大学予算編成方針（案）について

- 松浦理事から資料3により予算規則第5条第1項に基づく予算編成方針（案）について説明された。
- I. 基本的考え方の中の「運営費交付金が機能強化促進係数の適用により削減される」という表現については，機能強化促進係数の適用される事業があることにより大学の裁

量で使用できる経常的経費が減っていくという表現に修正することで承認された。

議題4 中海・宍道湖・大山圏域市長会との包括的連携推進に関する協定の締結について

- 秋重理事から資料4により地域社会の活性化、産業振興及び人材育成に寄与することを目的とし、中海・宍道湖・大山圏域市長会と包括的連携推進に関する協定を締結することについて説明され、原案どおり承認された。

議題5 沖縄高専との包括的連携推進に関する協定の締結について

- 秋重理事から資料5により地域社会と国際社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とし、沖縄高専と包括的連携推進に関する協定を締結することについて説明され、原案どおり承認された。

議題6 第144回教育研究評議会の議題等について

- 藤田理事から資料6の第144回教育研究評議会について、議題から「島根大学学生懲戒規則の一部改正について」を除いた4件とすること、協議事項に「新学事暦について」を加えた3件とすること、報告事項8件とすることについて説明され、承認された。

報告事項1 次期生物資源科学部長、次期総合理工学研究科長について

- 学長から次期生物資源科学部長、次期総合理工学研究科長の選考結果について報告された。